

水利監督員の手引き

(水利監督員の皆様へ)



令和8年4月
岡山市

目 次

	頁
1 基本事項	2
2 水利監督員の委嘱	2
3 水利監督員の任期	3
4 水利監督員の職務	3
(1) 農業用水の取り入れ 及び配分に関する事	3
(2) 幹線用水路の維持管理に関する事	3
(3) 幹線用水路に係る境界確定に 立会い、意見を述べる事	5
5 職務上の留意事項	5

1 基本事項

水利監督員の制度は、幹線用水路に関する水利慣行や維持管理に精通された方に水利監督員になっていただき、農業用水の配分や幹線水路の維持管理に関わることについて市政に協力をしていただくものです。

2 水利監督員の委嘱

水利監督員は、常に農業の振興に意欲をもち、水利監督員の職務に関し理解と熱意があり、かつ、職務の処理に当たっては公平な判断ができる人でなければなりません。その資格要件は、建設業者又は宅地建物取引業者でない者で、次のいずれかの条件を満たしている者とされています。

- (1) 本市の農業委員会で 10 アール以上の農地を耕作していると認められる者
- (2) 過去において 2 期以上、水利監督員又は農業水利土木員の委嘱を受けている者
- (3) 上記(1)及び(2)のいずれかに該当する者の配偶者、1 親等の親族又は同居の親族である者
- (4) 農業施設の維持管理について相当の経験を有すると市長が特に認める者

また委嘱については、本市の農業委員会の意見を聴いて市長が委嘱することになっています。

3 水利監督員の任期

水利監督員の任期は、2年となっています。また、やむをえず任期中に辞退等の申し出があれば、後任者の任期は、前任者の残任期間となります。

4 水利監督員の職務

水利監督員は、担当する幹線用水路に関して、おおむね次に掲げる職務を行っていただきます。

(1) 農業用水の取り入れ及び配分に関すること

→ 地元の水利慣行にしたがって、樋門操作などにより農業用水の水位を調整し、また、水路を監視し、農業用水の取り入れ及び配分の管理を行うこと。

(2) 幹線用水路の維持管理に関すること

ア) 幹線用水路の維持管理

→ 用水路の浚渫・藻刈り・堤体の草刈り等を推進すること。また、無断占用使用者に対する指導など、用水路等が適正に使用されるよう、本市と協力して進めること。

イ) 公共工事の地元調整・現地立会

→ 本市が施工する公共工事に関して、地元調整や現地立会などについて協力すること。

ウ) 公共物使用許可に関する意見、都市計画法第
32条の同意協議に関する意見

→ 橋架け・管類架設・排水管接続・水路改修・管類埋設・農道舗装・境界沿いに擁壁設置する場合などは、公共物使用許可が必要です。この許可申請に際して、用水路・農道等の機能上の支障の有無について意見を述べること。

また、都市計画法に基づく開発行為(大規模開発・農家の分家住宅建築など)を行う者は、影響の及ぶ公共物管理者の同意を得ること(場合によっては協議も必要)とされています。この開発行為の申請に際して、用水路・農道等に与える影響について意見を述べること。

エ) し尿浄化槽処理水放流に関する意見

→ 浄化槽処理水放流は浄化槽法及び関係法令を遵守して行えば規制されるものではありませんが、101人槽以上の合併浄化槽については、処理水を用水路に放流する場合、許可が必要です。

この許可案件に関して、本市の要請に応じて、放流先用水路の機能上の支障の有無について意見を述べること。

また、人槽数に係わらず排水管等を用水路に接続することについては、許可が必要です。

オ) 用途廃止及び用途変更に関する意見

→ 不要となった用水路、農道及び市道を廃止し、払い下げを受ける場合や、用水路を農道にするなど公共物の用途を変更するときには、用途廃止（用途変更）の手続きが必要です。

本当に不要な施設かどうか、代替施設の必要はないかなどについて意見を述べること。

(3) 幹線用水路に係る境界確定に立会い、意見を述べること

→ 用水路等と民有地の境界を確定するには、現地立会し確定協議書を取り交わす手続きが必要です。

最も妥当と思われる場所で境界確定するために、関係地権者及び本市と現地立会し、助言をすること。

5 職務上の留意事項

水利監督員は、職務の処理に当たって公平な判断ができる者であることが資格要件の一つとなっていることから、身分は非常勤の特別職の公務員に位置づけられます。仮にも、職務上知り得た秘密を口外したり、また職務に関係する事で金品の授受に関与することがあってはなりません。万一こうした事態があった場合は、水利監督員の解職の対象となり、また違法行為として訴追を受ける可能性もありますのでご注意ください。

(水利監督員身分証明書について)

水利監督員は、職務を行っていただく時は、下記「身分証明書」を携帯していただき、関係者から請求があった場合は、提示しなければならないこととなっています。

身 分 証 明 書		
No. _____		
氏 名 _____		
上記の者は、水利監督員であることを証明する。		
年 月 日		
岡 山 市 長	<table border="1"><tr><td style="text-align: center;">市長 之印</td></tr></table>	市長 之印
市長 之印		

(表面)

<ol style="list-style-type: none">1 業務に従事中はこの証明書を携行し、関係者から請求があったときは、いつでも提示すること。2 この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。3 この証明書を亡失し若しくはき損したときは、速やかに届け出ること。4 この証明書の有効期間は、 年 月 日 までとする。

(裏面)